清須市保育園等入園基準指数表

1.	基本指数						
No.	類型	区分	保護者の状況(同	居の親族 その他の	の者が児童の保育にも	かたれかい場合)	入園指数
1	双王		NIE TO VOICE (IN)以上の就労を常態)/C40/3 (30 L)	20
2			月20日以上)以上の就労を常態		19
3			(週5日以上))以上の就労を常態		18
4)以上の就労を常態		16
5				8時間(週32時間)			18
6		居宅外就労	月16日以上)以上の就労を常態		17
7		•被雇用者	(週4日以上)	6時間(週24時間))以上の就労を常態		15
8		・自営業中心者 ・農業中心者		5時間(週20時間))以上の就労を常態		13
9				8時間(週24時間))以上の就労を常態		15
10	就労		月 1 2 目以上 (週 3 日以上)	7時間(週21時間))以上の就労を常態		14
11			(週3日以上)	6時間(週18時間))以上の就労を常態		12
12			上記以外で月60時間以上の就労(休憩時間を除く)を常態とする場合				10
13			自営業協力者・農業協力者	上記指数より2点	减点		8~18
14			自営業中心者	居宅外就労の指数	女より2点減点		8~18
15		居宅内就労	自営業協力者	居宅外就労の指数	女より4点減点		4~14
16			内職 ※3歳児以上	居宅外就労の指数	女より5点減点		5~15
17		入所後、就労日	数・時間を変更予定	居宅外	居宅内就労の指数よ	り2点減点	A 2
18		就労内定者(ク	所時就労開始予定者)) 居宅外	居宅内就労の指数よ	り2点減点	A 2
19	上でいても	求職活動(起業	美準備活動)のために		ている場合	生計中心者	6
20	求職活動	(最長90日間)				その他	4
21	出産	出産の前後で、	保育が必要な場合()	産前3ヶ月産後2ヶ月)		16
22		入院	概ね1ヶ月以上の入	、院の場合 (必要な期]間)		20
23	疾病		概ね1ヶ月以上の常	時臥床(必要な期間])		20
24	負傷	居宅内	週3日以上かつ概ね	11ヶ月以上の通院を	必要とする場合(必要	な期間)	12
25		概ね1ヶ月以上の上記以外の場合一般療養(必要な期間)				10	
26		身体障害手帳1	・2級、療育手帳A判	定、精神障害者保健	福祉手帳1・2級、要介	護4・5級	20
27	心身 障がい	身体障害手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保険福祉手帳3級、要介護3級					17
28	1477	身体障害手帳4	級以下 療育手帳C半	川定 要介護1・2級			14
29		身体障害手帳1・2	2級、療育手帳A判定、	精神障害者保健福	週5日以上(月20日以	上)	20
30		祉手帳1・2級、要	至介護4・5級の同居親加	族を昼間5時間以上	週4日以上(月16日以	上)	18
31	同居親族	介護・看護等して	「いる場合(必要な期	間)	週3日以上(月12日以	上)	16
32	\mathcal{O}	身体障害手帳3・4	1級、療育手帳B判定、	、精神障害者保険福	週5日以上(月20日以	上)	18
33	介護・看護	祉手帳3級、要介	護3級の同居親族を昼		週4日以上(月16日以	上)	16
34		看護等している場	合(必要な期間)		週3日以上(月12日以	上)	14
35		上記以外の同居親	上族を週5日以上かつ昼	間5時間以上介護、	又は看護等している場	合 (必要な期間)	12
36				8時間(週40時間))以上の就学技能習得	を常態	18
37		昼間、次に定める 学校等への通学ま	月20日以上	7時間(週35時間))以上の就学技能習得	を常態	17
38		たは通所を常態とする場合	(週5日以上)	6時間(週30時間))以上の就学技能習得	を常態	16
39		①学校教育法(昭		5時間(週25時間))以上の就学技能習得	を常態	14
40	计学计学	和22年法律第26 号)に定める学校		8時間(週32時間))以上の就学技能習得	を常態	16
41	就学技能 習得	②国、都道府県も	月16日以上	7時間(週28時間))以上の就学技能習得	を常態	15
42		しくは市町村が設 置する職業訓練施	(週4日以上))以上の就学技能習得		13
43		設またはこれに準)以上の就学技能習得		11
44		ずる技能施設 ③就労または事業	月12日以上)以上の就学技能習得		13
45		開始に必要な資格 または技能の習得	(週3日以上)		り以上の就学技能習得		12
46		または技能の習得のための専門学校)以上の就学技能習得		10
47					得(休憩時間を除く)	を常態とする場合	8
48	育児休業	育児休業中を取	は得している場合 ※	3歳児以上			1

2.	調整指数		
No.	区分	要件	調整指数
1		父・母いずれかが市内認可施設の保育士・保育教諭で週40時間以上勤務している場合	6
2	保護者単位	父・母いずれかが市内認可施設の保育士・保育教諭で週30時間以上勤務している場合	4
3		父・母いずれかが№25の疾病・負傷で国指定難病の治療中の場合	6
4		ひとり親世帯(死亡、離婚、未婚)	10
5	世帯単位	ひとり親に準ずる世帯(行方不明、拘禁中、離婚調停中、単身赴任等による別居)	5
6		生活保護世帯	10
7		3ヶ月以上保育料及び給食費を滞納している世帯(兄弟姉妹卒園児分含む)	▲ 10
8		保育を行うことができる18歳以上65歳未満の児童の祖父母もしくは兄姉等が同一敷地内に住居を構 えて居住している場合	A 4
10		居宅内就労で危険な作業(火気・刃物・劇物・機械等の危険物を扱う業種)に従事している場合	2
11		年齢上限がある地域型保育事業の卒園予定者の申込の場合	4
12		兄弟姉妹が既に市内認可施設に入所している場合 (入所時に在園している場合)	4
13		出産休暇、育児休業取得により、清須市の保育園・認定こども園・小規模保育事業を一度退園し、 保護者の育児休業明け(育児休業明け前の早期復帰含む)に入園申込の場合	4
14		No. 11~13以外で2人以上同時に保育園・認定こども園・小規模保育事業に入園申込の場合	2
15		同一年度申込で内定を辞退している場合(当初入園申込を除く)	^ 2
16	特例	児童福祉の観点から、特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	*
17		災害の復旧にあたっている場合	*

※要件の内容、状況によって優先度を判断する。

【1. 基本指数】

- ・ 父又は母が複数の類型に該当する場合、類型の中で一番高い指数とする。
- ・ 父母それぞれの指数の低い方を適用する。
- No.1~11: 就労時間は休憩時間を含める。
- ・ No.1~12: 就労時間に時間外労働時間は含めない。
- ・ No.1~16: 自営・農業中心者は、開業届、確定申告での事業主又は、家族専従者の届出があり、事業の従事時間及び給与が中心者として認められる者とする。これ以外の者は協力者とする。
- ・ No.23~25:疾病・負傷の指数について、日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職の指数を適用する。

【2. 調整指数】

- ・ №5:ひとり親に準ずる世帯のうち、「離婚調停中」・「単身赴任」とは、保護者の住民票が別になっている場合を指す。
- No.13: 育児休業からの復職による申込みで、育児休業給付金の受給資格がなく、かつ産前休暇前の就労実績が6ヶ月未満の場合は、適用しない。
- No.4~10:区分内で複数の項目に該当する場合、合算した指数を適用する。